

報 告 第 1 号

非強制徴収債権の放棄について

高知県債権管理条例第 14 条の規定に基づき、令和 4 年度に実施した、非強制徴収債権の債権放棄について、別紙のとおりご報告します。

非強制徴収債権の放棄について

令和4年度中に、高知県債権管理条例第14条の規定に基づき、非強制徴収債権の一部を債権放棄しました。

1 制度の変遷

- 【1】 S33年度～S45年度 社会福祉奨学資金 「貸与」「給付」制度
- 【2】 S46年度～S56年度 同和奨学資金 「給付」制度
- 【3】 S57年度～S61年度 地域改善対策奨学資金（旧法） 「貸与」「給付」制度
- 【4】 S62年度～H13年度 地域改善対策奨学資金（新法） 「貸与」「給付」制度
- 【経過措置】 ～H18年度 H13年度廃止後の経過措置による貸与

2 債権整理に向けた取組

(1)高知県債権管理条例の制定（平成29年2月議会で議決）（以下「県条例」と言う。）

第14条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 略

(2) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。

(3) 略

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

(1) 強制執行の対象となる財産がないとき。

(2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

(3) 債務者の所在が不明であるとき。

※債権放棄は年度末に一括して行い、6月議会で報告すること、またその際、要配慮個人情報に該当する場合は債務者の住所氏名の記載を省略することについて、平成29年10月12日議会運営委員会において説明済

(2)全庁的な取組

平成29年5月17日に開催された「税外未収金対策連絡会議・部会合同会議」において、平成28年度決算時点で時効期間が経過している債権について、全庁的に、29年度、30年度の2年間で集中的に整理に取り組むこととなった。その後も同様の取組方針のもと、債権の整理を行ってきた。

令和4年度においても、債権放棄の要件を満たしたものについて、令和4年度中に債権放棄を行うこととなった。

3 人権教育・児童生徒課の取組

(1) 令和4年度に行った債権放棄及び不納欠損

対象の債務者の所在調査を行い、文書・電話による催告等により回収に努めたが、以後の回収が困難である債権について、高知県税外未収金対策幹事会債権管理推進部会の審査を経て、令和5年3月31日付けで県条例（第14条第1項第2号、同条第2項第1号及び同条第2項第3号）に則り債権放棄を行い、5月31日付けで不納欠損処理を行った。

○高知県地域改善対策奨学資金給付金の戻入金に係る債権

・制度別【4】地域改善対策奨学資金給付金（新法）にかかるもの 2件（2人） 62,400円

○高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権

・制度別【4】地域改善対策奨学資金貸付金（新法）にかかるもの 4件（4人） 511,400円

合計 6件（6人） 573,800円

(2) これまでの債権放棄及び不納欠損の実績

年度	資金の名称	件数	金額
平成29年度	同和奨学資金戻入未済金	27件 (27人)	1,005,000円
	平成30年3月30日付け債権放棄 平成30年5月2日付け不納欠損		
平成30年度	同和奨学資金戻入未済金	8件 (8人)	173,500円
	社会福祉奨学資金貸付金	26件 (26人)	787,500円
	平成31年3月29日付け債権放棄 平成31年4月12日付け不納欠損		
令和元年度	社会福祉奨学資金貸付金	69件 (14人)	613,600円
	令和2年3月31日付け債権放棄 令和2年5月26日付け不納欠損		
令和2年度	地域改善対策奨学資金給付金戻入未済金	1件 (1人)	11,000円
	令和3年3月31日付け債権放棄 令和3年5月6日付け不納欠損		
令和3年度	同和奨学資金の戻入金	3件 (3人)	152,000円
	地域改善対策奨学資金給付金戻入未済金	14件 (14人)	384,900円
	地域改善対策奨学資金貸付金戻入未済金	9件 (9人)	397,050円
	令和4年3月31日付け債権放棄 令和4年5月23日付け不納欠損		

※戻入未済金

既に給付または貸付を行った奨学資金のうち、退学等により要件に該当しなくなった期間の資金の返還を求めたが、支払われず、戻入未済となったもの。

(3) 未収金債権の削減に向けた今後の取組

○奨学資金返還相談員の活動

主に電話により、未納者に対する返還方法等の相談対応や滞納金の納付指導、免除申請の助言などを行う。

○債権回収業務委託

債権回収の強化策として、債権回収業務を弁護士に委託。